様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日2024年12月17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　くしろしんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称　釧路信用金庫  （ふりがな）　もりむら　よしゆき  （法人の場合）代表者の氏名　　森村　好幸  住所　〒085-0061  北海道釧路市北大通8丁目2番地  法人番号　5460005000325  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 釧路信用金庫ＤＸ戦略 | | 公表日 | 2024年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：釧路信用金庫ホームページにて公表　　　　<https://www.shinkin.co.jp/kushiro/_news/contents/21208/20241015.pdf>  公表場所：釧路信用金庫ホームページのお知らせに掲載  該当箇所：釧路信用金庫DX戦略　P2 DX方針 | | 記載内容抜粋 | 釧路信用金庫は、「この地域（まち）を愛し豊かな未  来（あす）を創造します。」という経営理念の下、急  速なデジタル技術の発展によるお客様の生活やビジネ  スモデルの大きな変革に対応し、より質の高いサービ  スのご提供と課題解決支援を目指すため、以下のとお  り取組んでまいります 。  １．デジタルサービスを通じたお客様の利便性向上  ２．業務効率化・ペーパーレス化などの生産性向上  ３．環境変化に対応できるＤＸ人材の育成 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 経営方針及び基本方針、その他業務に関する重要事項を協議し、決定するために設けられた常務会の承認を得ています（2024年9月2日常務会にて承認）。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 釧路信用金庫ＤＸ戦略 | | 公表日 | 2024年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：釧路信用金庫ホームページにて公表  <https://www.shinkin.co.jp/kushiro/_news/contents/21208/20241015.pdf>  公表場所：釧路信用金庫ホームページのお知らせに掲載  該当箇所：釧路信用金庫DX戦略　P4 重点戦略について、  　　　　　P5　主な取組み施策について | | 記載内容抜粋 | 重点戦略１　顧客利便性の向上  　・ＷＥＢ相談可能なお客様相談室の機能拡充・推進  　・ＷＥＢ完結型ローンの拡充・推進  　・しんきん通帳アプリ導入  　・ＨＰの全面リニューアル  戦略２　生産性向上  　・営業店窓口支援システムの導入およびタブレットの  導入によるオペレーションレス化・伝票レス化  　・マルチドキュメントスキャナー導入  　・イントラネットにおけるワークフロー、アップスイ  ートの活用  　・業務用ビジネスチャットツール「エルガナ」の積極  的な活用  重点戦略３　人財育成  ＤＸ人財育成に向けた取り組み  得られたデータを活用し、質の高い金融サービス提供を目指し、新たなサービスや商品の企画・開発や戦略の改善に努めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 経営方針及び基本方針、その他業務に関する重要事項を協議し、決定するために設けられた常務会の承認を得ています（2024年9月2日常務会にて承認）。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 該当箇所：釧路信用金庫DX戦略　P3　DX推進体制、  　　　　　P5　主な取組み施策について | | 記載内容抜粋 | ・当金庫のＤＸ方針に沿った重点戦略を実施するため、組織横断的な取組みが必要なことから、常務会の直下にDX検討委員会を組織しており、今後は各種戦略の立案・実行・評価・改善をより精緻に行ってまいります。  ・デジタル（ＤＸ）人財の育成に向けては、ＤＸ関連資格の取得推奨、セミナー、研修等への積極的な参加を促す施策を実施します。合わせて、人財確保に向けた各種取組みも実施します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 該当箇所：釧路信用金庫DX戦略　P5　主な取組み施策に  ついて | | 記載内容抜粋 | ・重点戦略の中で重要となるシステムについて以下の　投資を予定しており、それぞれデータ活用を予定しております。  　戦略１　顧客利便性の向上  　・ＷＥＢ相談可能なお客様相談室の機能拡充（予約シ  ステム導入）  　・ＨＰの全面リニューアル（2025年4月実施予定で、  GoogleAnalyticsを組み込む予定）  　戦略２　生産性向上  　・営業店窓口支援システムの導入およびタブレットの  全店導入  　・マルチドキュメントスキャナーの全店導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 釧路信用金庫ＤＸ戦略 | | 公表日 | 2024年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：釧路信用金庫ホームページにて公表  <https://www.shinkin.co.jp/kushiro/_news/contents/21208/20241015.pdf>  公表場所：釧路信用金庫ホームページのお知らせに掲載  該当箇所：釧路信用金庫DX戦略　P6　KPIについて | | 記載内容抜粋 | ・お客様相談室利用件数  ・ＷＥＢ完結型ローン受付件数  ・しんきん通帳アプリ導入件数  ・ＨＰ訪問者数  ・営業店窓口支援システムおよびタブレット導入店舗数  ・紙使用枚数  ・ＤＸ関連資格取得者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月15日 | | 発信方法 | 公表方法：釧路信用金庫ホームページにて公表　　<https://www.shinkin.co.jp/kushiro/_news/contents/21208/20241015.pdf>  公表場所：釧路信用金庫ホームページのお知らせに掲載  該当箇所：釧路信用金庫DX戦略　P2 DX方針 | | 発信内容 | 釧路信用金庫は、「この地域（まち）を愛し豊かな未  来（あす）を創造します。」という経営理念の下、急  速なデジタル技術の発展によるお客様の生活やビジネ  スモデルの大きな変革に対応し、より質の高いサービ  スのご提供と課題解決支援を目指すため、以下のとお  り取組んでまいります 。  １．デジタルサービスを通じたお客様の利便性向上  ２．業務効率化・ペーパーレス化などの生産性向上  ３．環境変化に対応できるＤＸ人材の育成 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃～継続実施 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」における自己分析を行い、自己診断結  　果入力サイトにてＤＸ診断フォーマット提出済  （ＤＸ推進ポータル受付番号：**202410AH00002168**） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 平成31年3月頃　～継続実施 | | 実施内容 | ・「サイバーセキュリティ管理要領」、「サイバーイン  　シデント対応マニュアル」、「サイバーセキュリティ  　取組方針」等の要領を制定し、組織体制整備や取組み  を進めるとともに、サイバーインシデント発生時の対  応を整備しております。  ・また、ＨＰの脆弱性診断や業界団体主催のサイバー演  習に定期的に参加する等、実効性向上に努めておりま  す。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。